

霧島市条例第36号
平成29年10月10日

霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例を公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 歴史的風土や魅力ある温泉文化を活かすことにより、観光その他の産業を振興し、もって地域活性化を図るため、霧島市日当山西郷(せご)どん村(以下「西郷どん村」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 西郷どん村の名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 霧島市日当山西郷どん村
- (2) 位置 霧島市隼人町内1487番地1

(施設)

第3条 西郷どん村に設置する施設は、次のとおりとする。

- (1) 西郷どんの宿
- (2) イベント広場

(開園期間及び開園時間)

第4条 西郷どん村の開園期間及び開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開園期間 4月1日から翌年3月31日まで
- (2) 開園時間 午前9時から午後6時まで

(使用許可)

第5条 西郷どん村において、次に掲げる行為のために西郷どん村の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容その他市長が指示する事項を記載した申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。

- (4) 展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。
- 2 前項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の西郷どん村の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。この場合において、西郷どん村の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用制限)

第6条 市長は、第5条第1項又は第2項の許可（以下「使用許可」という。）により施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、西郷どん村の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 西郷どん村の管理又は運営上支障があるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくはこれを取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用許可の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
 - (2) 使用者がこの条例の規定に違反し、又は市長の指示した事項に違反したとき。
 - (3) 使用者が不正の手段によって使用許可を受けたとき。
 - (4) 公益上特に必要があるとき。
 - (5) 市又は市の機関で特に必要を生じたとき。
 - (6) 前条第1号及び第2号のいずれかに該当するとき。
- 2 前項の規定により、市長が使用許可の条件を変更し、使用許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 使用許可を受けた者は、西郷どん村を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(行為の禁止)

第9条 西郷どん村においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が必要と認めたとき又は市長の許可を受けた場合はこの限りでない。

- (1) 西郷どん村を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 西郷どん村をその用途外に使用すること。

(使用料)

第10条 西郷どん村の施設の使用料は、別表のとおりとし、規則で定める日までにこれを納付しなければならない。

2 市長は、別に規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、相当の使用料を返還することができる。

(1) 災害その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能となったとき。

(2) 公益上若しくは管理上の必要又は市若しくは市の機関の必要により許可を取り消したとき。

(3) 使用開始前に許可の取消し又は許可事項の変更を申し出た者について、市長が相当の理由があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第11条 西郷どん村の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により西郷どん村の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、西郷どん村の開園期間又は開園時間を変更することができる。

3 第1項の規定により西郷どん村の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条、第6条及び第7条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により西郷どん村の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が西郷どん村の管理を行うこととされた期間前にされた第5条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により西郷どん村の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が西郷どん村の管理を行うこととされた期間前に第5条（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 西郷どん村の維持管理に関する業務

(2) 西郷どん村の利用禁止及び制限に関する業務

(3) 西郷どん村の利用の許可等に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が西郷どん村の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第13条 西郷どん村の管理を指定管理者に行わせる場合には、当該指定管理者に西郷どん村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の返還又は減免をすることができる。

(損害賠償の義務)

第14条 西郷どん村を使用する者は、当該施設又は当該施設の備品を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(過料)

第15条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

別表（第10条及び第13条関係）

1 入園料

区分	入園料
西郷どん村	無料。ただし、特別に企画した展示等を行う場合は、一人につき1,030円以内で市長が定める額

2 西郷どん村の区域内で第5条第1項の行為をする場合に係る基本使用料

区分	基本使用料
第1号に掲げる行為	1平方メートル1時間につき30円
第2号に掲げる行為	1日につき4,630円
第3号に掲げる行為	1平方メートル1時間につき30円
第4号に掲げる行為	1平方メートル1時間につき30円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じた時は、1時間とみなす。
- 2 会費又はこれらに類するものを徴収する場合にあつては、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。